

東電旧経営陣二審も無罪

津波予見性改めて否定

東京電力福島第一原発事故をめぐる、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久・元会長(82)、武蔵一郎・元副社長(76)、武藤栄・元副社長(72)の3被告に対する控訴審判決が18日、東京高裁細田啓介裁判長であった。高裁は3人を無罪とした一審・東京地裁判決を「不合理な点はない」と支持し、検察官役の指定弁護士は「上告の可否を検討する」と述べた。

▼2面⇨不償なお、25面⇨判決要旨、27面⇨原発運転員だった父と

同罪の成立には、①巨大津波の発生を予見できた(予見可能性)②対策をとれば原発事故は防げた(結果回避可能性)といふ2点を立証する必要がある。①の判断材料として、2002年に国が公表した地震予測「長期評価」や、長期評価に基いて東電子会社が08年に算出した「最大15・7㍎」の津波予測の信頼性が焦点となった。

可能性として認識させるような情報ではなかった」と信頼性を否定した。

事故を回避する措置については、一審が触れなかった防潮堤建設や建屋の浸水対策も検討した。これらは「事後的に得られた情報や知見」とし、「それまでの常識を大きく外れた規模」

となった東日本大震災の対策として「奏功した証明はない」として、改めて結果回避可能性を否定した。

3人の個別事情についても言及した。武藤氏が08年に「最大15・7㍎」の報告を受け、妥当性の検証を部下に指示したことは「不合理とは到底いえない」とした。武藤氏から報告を受けた武蔵氏、経営トップの勝俣氏も含め、「巨大津波の現実的な可能性を認識していたとは認められない」と判断した。

電力事業者について「最重要のインフラを支え、法律上の電力供給義務を負う」とし、「漠然とした理由で運転停止はできない立場にある」とも述べた。

(村上友重)

- 国の地震予測「長期評価」は巨大津波の現実的な可能性を認識させる情報だとは認められない
- 原発の運転を停止する義務を課すほどの予見可能性はなかった
- 防潮堤設置や浸水対策でも事故は回避できなかった
- 後知恵によるバイアスを排除し、当時の知見を前提にすれば、無罪とした一審は相当

10年9月の一審判決はまず、事故を回避するには「原発の運転を停止する」ことが必要だと判断した。そのうえで長期評価の信頼性を否定し、「影響が大きな運転停止を義務づけるほどの予見可能性はなかった」と結論づけた。

高裁は、運転停止を前提とした一審の論理を「妥当」として維持しつつ、改めて詳細な検討を加えた。長期評価については、前審で「誤差を含む」「利用には留意が必要」などである▽国の中央防災会議の報告などにも採り入れられ

なかったなどと指摘。「原発の敷地の高さの10㍎を超える津波襲来を現実的な

判決の骨子